



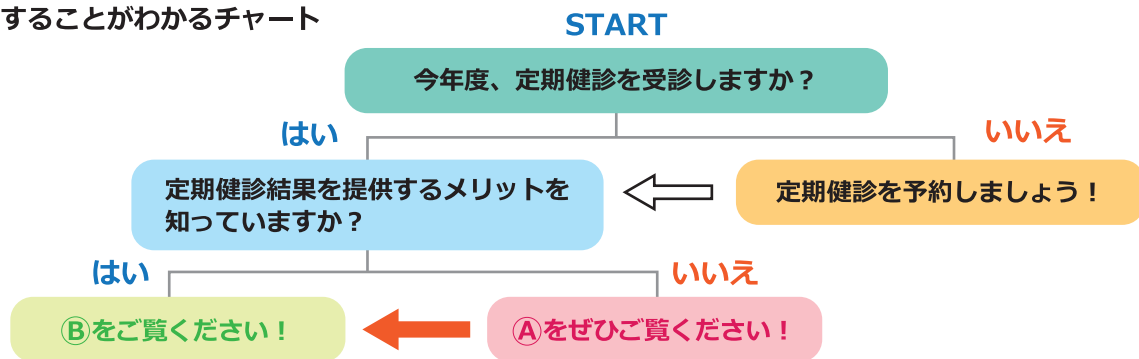
事業主の皆さま！

「健診結果の提供に関する同意書」の提出をお願いします

労働者の健康状態を知るために、労働安全衛生法で年に一度、健診を受けることが義務付けられています。協会けんぽでは、生活習慣病予防健診をおすすめしていますが、定期健診を利用している事業所様におかれましては、「健診結果の提供に関する同意書」の提出をお願いします。（健診結果を提供いただくのは、40歳～74歳までの方です。）



今 することがわかるチャート



A

～定期健診結果を提供するとどんなメリットがあるの？～

- ①無料で特定保健指導を受けられる（40歳～74歳で生活習慣の改善が必要な方）**
健診を受けて終わりになっていませんか？
保健師や管理栄養士が、健診結果をもとに一人ひとりにあった生活習慣を改善するサポートをします。この機会に自分の健康状態を振り返りましょう。
- ②健康保険料率減算につながる**
協会けんぽには、健康づくりの取組みについて都道府県ごとに順位づけし、健康保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。定期健診結果を提供していただくことで、インセンティブ制度の取組みの一つである健診実施率が向上し、健康保険料率減算につながります。
※生活習慣病予防健診を受診された方（される予定の方）は、健診機関から協会けんぽへ直接健診結果が提供されるため、同意書や健診結果の提出は不要です。

B

～定期健診結果を提供する場合、同意書の提出が必要です！～

「健診結果の提供にかかる同意書」に必要事項を記入し、協会けんぽまで郵送にてご提出願います。
※すでにご提出済の場合、新たに提出いただく必要はありません。同意書は協会けんぽのホームページよりダウンロードできます。詳しくは福井支部ホームページをご覧ください。

協会けんぽ 福井支部 事業者健診結果データ提供

検索



？ ちなみに…個人情報なのに、提供の同意をしても大丈夫？

法律の手続きとして制度化されており、個人情報保護法上も問題ありませんので、ご安心ください。

高齢者の医療の確保に関する法律（第27条）、個人情報の保護に関する法律（第27条）

みんなで健康増進に努めましょう！



医療費が高額になる時、自己負担額を軽減できる！

限度額適用認定証 は利用されていますか？

限度額適用認定証とは

医療機関窓口でのお支払いが高額となった場合、大きな負担に…



「限度額適用認定証」(要事前申請)と「保険証」を合わせて医療機関窓口に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、高額医療費の申請が不要になります！

※自己負担限度額は所得区分に応じて異なります。

※70歳以上75歳未満で負担割合が2割の方や標準報酬月額が83万円以上の方は限度額適用認定証の申請は不要です。

※保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外です。

限度額適用認定証を使用すると…

例：[総医療費] 100万円 [負担割合] 3割 [所得区分] 標準報酬月額 28万～50万円の方

限度額適用認定証 なし

- ① 医療機関で自己負担額
100万円 × 3割 = 30万円払う
- ② 高額療養費の申請
- ③ 高額療養費の払い戻し
30万円 - 8万7,430円※
= 21万2,570円

3〜4か月

限度額適用認定証がないと、約22万円を一時的に自分で立替えなければいけないのね



限度額適用認定証 あり

- ① 限度額適用認定証の申請
- ② 医療機関への提示
- ③ 医療機関で自己負担限度額を支払う…8万7,430円

約1週間

※上記例の自己負担限度額は 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% = 87,430円です。

● 申請の仕方 ●

1. 送る

事前に「限度額適用申請書」を提出

2. 届く

受付から約1週間でお手元に届く

3. 使う

医療機関等で保険証と一緒に提示

申請書は協会けんぽのホームページよりダウンロード可能です。
郵送での提出にご協力をお願いします。

協会けんぽ 限度額適用認定証 申請書

検索

お問い合わせ先：業務グループ【0776-27-8302】



全国健康保険協会
協会けんぽ
福井支部

健康づくりは
幸せづくり

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪
毎月10日配信中！
登録はこちらから⇒



「@kyoukaikenpo.or.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いします。